

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2019

月刊

中小企業レポート

3

No.508

長野県中小企業団体中央会

特集1

平成30年度補正ものづくり・商業・

サービス生産性向上促進補助金の公募開始

特集2

消費税率の引き上げに伴う補助金とガイドラインのご案内



給与振込キャンペーン

キャンペーン期間:2019年 6月28日(金)まで

好評につき期間延長

合計

800

ポイント

プレゼント!

Tポイント貯まります



T-POINT

Tポイント2倍増!!

期間中、新たに給与振込(5万円以上)があったお客さまが対象となります。

※期間中に給与振込のご指定およびTポイントの申請をしていただく必要があります。

けんしん BANK ATM



全国の
セブン銀行ATM

けんしんBANKのカードご利用で

いつでも ご利用手数料

0

円



24時間
ご利用OK

※けんしんBANKのカードをセブン銀行ATMでご利用いただく場合、108円(消費税等含む)が必要となる有料の時間帯があります。即時、お客さまの口座にキャッシュバックいたします。

●セブン銀行ATMは店舗により営業時間が異なります。●システムメンテナンス等によりご利用いただけない時間帯がございます。

●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

 **けんしん BANK**

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊
中小企業レポート

2019

3

No.508

-
- 2 **特集1**
平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の公募開始
-
- 8 **特集2**
消費税率の引き上げに伴う補助金とガイドラインのご案内
-
- 10 **中央会インフォメーション**
-
- 14 **全中インフォメーション**
-
- 15 **市町村のイチオシ!**
信濃町
-
- 16 **好機逸すべからず**
デイリーフーズ株式会社 (坂城町)
株式会社ミツルヤ製作所 (松本市)
-
- 18 **弁護士の話**
「事業承継」まとめ
-



〈表紙写真〉旧戸草トンネル

旧戸草トンネルは明治20年に完成した日本で掘削された最初の山岳トンネルです。平成25年に全国土木学会推奨による土木遺産に選定されており、日本人による施工トンネルの元祖に挙げられる由緒あるものです。現在は町道としてほぼ当時のままの姿で活用されています。

特集1 平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の公募開始

～事業協同組合や企業組合、協業組合等も対象になります～

平成24年度補正予算で実施されてから、「ものづくり補助金」は、中小企業・小規模事業者の設備投資・経営革新を促すために平成30年度補正予算まで引き続いて実施されてきました。

本事業では、全国中小企業団体中央会が事務局として選定されており、本会は地域事務局として長野県内の企業からの申請を受け付けています。

地域事務局は、長野と諏訪に拠点を置き、総勢26名で「ものづくり補助金」に関する事業に取り組んでいます。

「ものづくり補助金」とは

「平成24年度ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」から始まった国の施策で、日本の屋台骨を支える中小企業・小規模事業者への支援策として活用される補助金の通称です。今年度も2月18日より「平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の公募が開始されています。

「ものづくり補助金」の実施も7年目となりました。当初は中南信地区での採択件数が多数を占めていましたが、近年では東北信地区での採択件数も増加傾向にあり、県内全域の様々な企業で「ものづくり補助金」を活用いただいています。過去の採択件数等は以下の表のとおりです。

長野県内における採択件数

年 度	採択件数	補助事業に要した経費（税抜き）	補助金額
平成24年度	339	5,039,560,057	2,839,362,262
平成25年度	381	7,578,264,591	3,650,396,515
平成26年度	340	5,775,259,068	2,945,881,477
平成27年度	194	4,563,688,936	2,500,659,228
平成28年度	159	4,157,525,886	1,932,502,374
平成29年度	348	6,694,833,863	2,867,583,299
合 計	1,761	33,809,132,401	16,736,385,155

※平成29年度は一部集計中の数字です。

過去の補助事業に要した経費の総額では、約338億円。補助金額では約167億円です。

前回の「平成29年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」の採択数は1次公募及び2次公募合計で362件（交付申請辞退等14件含む）でした。採択率は非公表ですが、長野県は全国でもトップクラスの採択率となっています。

また、平成29年度補正のものづくり補助金に関する採択状況としては、採択事業者の規模としても、小規模・零細企業での採択件数が徐々に増えてきており、平成29年度補正のものづくり補助金で、初めて本補助金事業を実施する事業者も増加傾向にあります。建設業や農業など、製造業だけでなく、様々

な分野の事業者による利用が進んでいることが前回の特徴として挙げられます。

これらの「ものづくり補助金」は、一般の企業だけでなく事業協同組合や企業組合、協業組合等でも応募申請することができます。補助対象者の範囲は以下のとおりです。

平成30年度補正のものづくり補助金の対象者は、日本国内に本社及び実施場所を有する中小企業者に限ります。

なお、平成30年度補正のものづくり補助金における中小企業者とは以下の表で示しています。ものづくりに関する事業で申請される方は【ものづくり技術】の類型欄を、サービスに関する事業で申請される方は【革新的サービス】の類型欄をそれぞれの「業種・組織形態」とあわせてご確認ください。

	業種・組織形態	資本金	従業員	ものづくり技術	革新的サービス
		(資本金の額又は出資の総額)	常勤	(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律)	(中小企業等経営強化法)
資本金・従業員規模の一方が右記以下の場合対象 (個人事業主を含む)	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人	○	○
	卸売業	1億円	100人	○	○
	サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人	○	○
	小売業	5,000万円	50人	○	○
	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人	○	○
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人	○	○
	旅館業	5,000万円	200人	○	○
	その他の業種 (上記以外)	3億円	300人	○	○
組合関連	企業組合			○	○
	協業組合			○	○
	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会			○	○
	商工組合、商工組合連合会			○	○
	商店街振興組合、商店街振興組合連合会			×	○
	水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会			○	○
	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会			×	○ *注2参照
	酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会			×	○ *注3参照
	内航海運組合、内航海運組合連合会			×	○ *注4参照
	技術研究組合 (直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの)			○	○

注1. 組合関連は上記のいずれかが補助対象者となります。


注2. その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。




注3. その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(酒類卸売業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。

注4. その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

注5. 財団法人(公益・一般)、社団法人(公益・一般)、医療法人、社会福祉法人、法人格のない任意団体は補助対象となりません。

長野県内での組合による「ものづくり補助金」の活用事例をご紹介します。

平成29年度補正実施【革新的サービス】		組合名	浅麓工業企業組合
代表理事	桜庭 哲也	住所	長野県小諸市甲1843-3
組合事業	①し尿収集運搬 ②浄化槽・下水道処理施設維持管理		
計画名	し尿収集・浄化槽維持管理を合理化し、下水道インフラ点検事業に参入		
計画の概要	<p>新たなサービス・役務の提供</p> <p>し尿収集・浄化槽維持管理システムを導入し、し尿処理、浄化槽維持管理業務を抜本的に合理化し、ペーパーレス化・ボーダーレス化（部課の垣根を払う）を実施した。</p> <p>職員全員に浄化槽の国家資格である浄化槽管理士、下水道管理の資格である下水道管理技士の資格を取得（現在進行中）。</p> <p>下水道管路の点検業務に参入を目指す。</p> <div style="float: right; text-align: center;"> <p>組合導入計画 タブレット：12台 ハンディカメラ：12台</p>  <p>参考：テレビカメラ調査</p> </div>		

平成27年度補正実施【革新的サービス】		組合名	企業組合山人
代表理事	奥村 健二	住所	長野県伊那市福島1147番地2
組合事業	①森林整備、農作業の作業受託 ②ブリケット（人工薪）の生産販売		
計画名	バイオマス資源を活用した人工薪の製造と販売		
計画の概要	<p>林業現場の伐採作業を行った際に放置される枝葉等を小型粉砕機にかけたもの、廃棄物処理されていた製材所から出るカンナ屑、もみ殻等の未利用バイオマス燃料を混ぜて圧縮し、人工薪として製品化し販売を行っている。このために補助金を利用して以下の機械を導入し、事業化した。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>最新型粉砕機の導入</p>  </div> <div style="text-align: center;">  <p>粉砕機によって粉砕された人工薪の原材料となるもの</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ブリケット製造機の導入</p>  </div> </div> <p>ブリケット製造機の製品出口の金型を改良し、従来の丸形から、当社オリジナル商品の四角形のブリケットが製造可能となった。今回試作した製品については申請当初より検討していたもみ殻を約1割混合した当社独自の人工薪を作成した。</p>		

平成25年度補正実施【ものづくり技術】		組合名	北信地域材加工事業協同組合																								
代表理事	峯村 宗次	住所	長野県長野市大字穂保字中ノ配341番地1																								
組合事業	①素材及び製材品の共同購入 ②住宅建築資材の共同加工																										
計画名	工務店の住宅建設現場での騒音・ゴミ処理の軽減、および人材不足等への支援																										
計画の概要	<p>組合では、工務店のニーズに対応するために当組合の羽柄材の加工体制の見直しや加工処理能力などの課題があった。</p> <p>「環境保全・作業の安全および作業時間の短縮」を確保するため、羽柄加工機をプレカット工場に導入し、作業工程を改善することで、環境にやさしく短納期を実現する工法を開発した。</p> <p>現有設備では手作業の工程も新設備では機械化されるため、垂木・根太・間柱の加工量が大幅に増加。特に間柱の加工には欠取り（筋違と交差する箇所をカットすること）作業があり、旧型機では工程が手作業だったために1本当たり約3分・1時間当たり20本程で1戸当たり約80箇所ある加工部位に4時間程加工時間が加算されていたが、大幅な時間短縮が実現できた。</p>																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1本当たり加工秒数</th> <th>1時間当たり加工本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">間柱</td> <td>新型</td> <td>42.1</td> <td>85.5</td> </tr> <tr> <td>旧型</td> <td>112.1</td> <td>32.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">垂木</td> <td>新型</td> <td>32.3</td> <td>115.5</td> </tr> <tr> <td>旧型</td> <td>60.8</td> <td>59.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">根太</td> <td>新型</td> <td>21.4</td> <td>168.2</td> </tr> <tr> <td>旧型</td> <td>62.5</td> <td>57.6</td> </tr> </tbody> </table>		1本当たり加工秒数	1時間当たり加工本数	間柱	新型	42.1	85.5	旧型	112.1	32.1	垂木	新型	32.3	115.5	旧型	60.8	59.2	根太	新型	21.4	168.2	旧型	62.5	57.6	<p>（単位：秒） 1本あたり加工時間比較</p>	<p>（単位：本数） 1時間あたり加工本数比較</p>
	1本当たり加工秒数	1時間当たり加工本数																									
間柱	新型	42.1	85.5																								
	旧型	112.1	32.1																								
垂木	新型	32.3	115.5																								
	旧型	60.8	59.2																								
根太	新型	21.4	168.2																								
	旧型	62.5	57.6																								

このように、組合においても「ものづくり補助金」が効果的に活用されています。

2月18日より公募を開始している平成30年度補正のものづくり補助金については、本会が長野地域事務局を担っています。また、本補助金に関する公募説明会を以下の日程で開催します。

「平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」 公募説明会のご案内

○飯田会場

日時 平成31年3月13日（水） 午後1時30分～3時30分
場所 シルクホテル TEL 0265-28-1110

○上田会場

日時 平成31年3月20日（水） 午後1時30分～3時30分
場所 上田東急REIホテル TEL 0268-24-0109

○松本会場

日時 平成31年4月10日（水） 午後1時30分～3時30分
場所 ホテルモンターニュ松本 TEL 0263-35-6480

お申込方法の詳細につきましては、本会「平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募説明会」のページをご覧ください。URL <http://www.alps.or.jp/mono30/?p=39>

平成30年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

申請受付中

1. 補助対象事業

足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者等が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の経費の一部を補助する。

2. 補助対象者

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者等であり、以下の要件のいずれかを満たす者。

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

3. 事業概要

対象経費の区分	補助上限額 (補助下限額)	補助率
1. 一般型 <small>(※1) (※2)</small> 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費	1,000万円 (100万円)	2分の1
2. 小規模型 <small>(※1) (※2)</small> 機械装置費、原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費	500万円 (100万円)	小規模事業者 3分の2
		その他 2分の1

※1 本事業遂行のために必要な専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップ

※2 以下のいずれかの場合には補助率 2/3

- ・生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)に基づき、固定資産税ゼロの特例を措置した地方自治体において補助事業を実施する事業者が、平成30年12月21日の閣議決定後に先端設備等導入計画を新たに申請(計画変更含む)し認定を取得した場合
- ・3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%に加え、「従業員一人当たり付加価値額」(＝「労働生産性」)年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合

公募期間

受付開始：2019年2月18日(月)

第二次締切：2019年5月8日(水)〔消印有効〕

詳細は、本会「平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」のページをご覧ください。URL <http://www.alps.or.jp/mono30/>

平成31年度当初予算 ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業

事前予告

こちらの事業は、平成31年度当初予算の成立が前提となっており、今後内容等が変更になる可能性がありますのであらかじめご了承ください。また、本事業の詳細につきましては、中小企業庁のホームページをご確認ください。URL <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/index.html>

1. 補助対象事業

「コネクテッド・インダストリーズ」の取組を日本経済の足腰を支える中小企業・小規模事業者等に広く普及させるため、また、地域経済を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果をより高めるため、複数の中小企業・小規模事業者等が連携して取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的とする。

2. 補助対象者

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者等であり、以下の要件のいずれかを満たす者。

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

3. 事業概要

対象経費の区分	補助上限額 (補助下限額)	補助率
1. 企業間データ活用型 ^(※1) 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費	2,000万円 (100万円)	2分の1 ^(※2)
2. 地域経済牽引型 ^(※1) 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費	1,000万円 (100万円)	2分の1 ^(※3)

※1 本事業遂行のために必要な専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップ

※2 以下のいずれかの場合には補助率2/3

- ・生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)に基づき、固定資産税ゼロの特例を措置した地方自治体において補助事業を実施する事業者が、平成30年12月21日の閣議決定後に先端設備等導入計画を新たに申請し認定を取得した場合
- ・3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%に加え、「従業員一人当たり付加価値額」(=「労働生産性」)年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合
(上記の法律に基づく計画は、応募段階には計画申請中等で認める予定)

※3 以下のいずれかの場合には補助率2/3

- ・労働生産性年率3%を向上する地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画を、平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合
(上記の法律に基づく計画は、応募段階には計画申請中等で認める予定)

特集 2

消費税率の引き上げに伴う 補助金とガイドラインのご案内

10%

8%

本年10月1日から消費税率が引き上げられ、軽減税率も導入されます。それに伴い、レジや受発注システムを導入・改修する補助金制度が用意されています。

また、消費税率の引き上げ前後に柔軟に価格付けができるよう、政府において「消費税率の引き上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」が取りまとめられました。

軽減税率に対応したレジの導入・改修支援策や対象が拡大

<軽減税率対応レジの導入等支援>

対象者：軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等

補助率：原則 3/4

なお、3万円未満のレジ購入の場合 4/5

補助上限：レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円^(※1)

なお、商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円
1事業者あたり上限200万円

※1 2019年2月6日から券売機を補助対象化

完了期限：2019年9月30日まで

<受発注システムの改修等支援>

対象者：軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

補助率：原則 3/4

補助上限：1,000万円（発注システム）、150万円（受注システム）

完了期限：2019年9月30日まで

システム会社に改修を依頼する場合は、2019年6月28日までに事前申請が必要

<請求書管理システムの改修等支援> 2019年2月6日から補助対象化

対象者：軽減税率制度の導入に伴い請求書管理システム^(※2)の改修等を行う必要がある中小の卸売事業者、製造事業者等

※2 区分記載請求書等保存方式に対応した請求書の発行を行うシステム

補助率：原則 3/4

補助上限：150万円

完了期限：2019年9月30日まで

補助金の詳細は、こちらのURLをご確認ください。



軽減税率対策補助金URL <http://kzt-hojo.jp/>

また、「消費税率の引き上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」がこちらのURLで公開されています。



URL https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen_zeiritsu/other/img/20181128_guidline.pdf

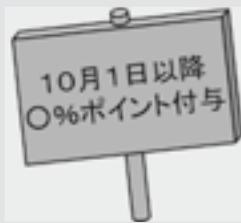
ガイドラインに関する具体的な例・イメージ

価格設定に関する考え方（ガイドライン1. 関係）

宣伝・広告に関する規制

○ 禁止されない表示

「10月1日以降〇%値下げ」などの表示は問題ない

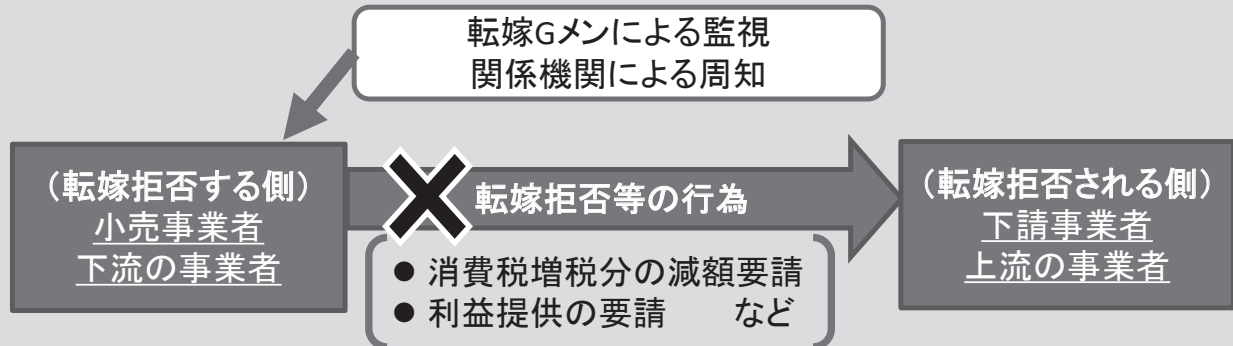


× 禁止される表示

「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した宣伝・広告は禁止



適正な転嫁の確保（ガイドライン2. 関係）



その他（ガイドライン3. 関係：税抜価格として表示できる例）

税込価格と誤認されないための措置の具体例（総額表示義務の特例関係）

① 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例

〇〇〇円(税抜価格)

〇〇〇円(税別)

〇〇〇円(本体価格)

〇〇〇円+税

〇〇〇円+消費税

② 店内における掲示、チラシ等における表示により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等又は個別の商品価格の部分には、「〇〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に以下のような表示を行うことが考えられる。

当店(本チラシ)の価格は全て税抜表示となっています。

「組合まつりin TOKYO—中小企業の魅力発信！—」へ出展 ～いーずら大町特産館事業協同組合・協同組合中央経友会・長野県酒造協同組合～

1月30日・31日の2日間、東京国際フォーラムのホールEにて東京都中央会の主催で開催された「組合まつりin TOKYO」に長野県から3組合が出展しました。

昨年に引き続いての開催となった「組合まつり」には、東京都中央会の会員と全国の中小企業組合を合わせた117組合が出展。2日間で約6,000人が来場しました。

中小企業世界発信プロジェクトの一環として、東京都を中心に全国の中小企業組合を集め、組合の知名度アップや組合製品の展示や販売を通じた販路拡大の、また地域の魅力発信として、全国一体となったイベントで、新たなビジネスチャンス創出の場を提供することを目的として開催されています。



協同組合中央経友会の田中部長

出展したいーずら大町特産館事業協同組合からは組合理事で特産館の丸山祥子館長、協同組合中央経友会からは事業部の田中尚志部長が販売に立ち、各組合の商品を来場者に売り込んでいました。丸山館長は「大町のいいものをなるべくたくさん知ってもらいたい」、田中部長は「安曇野産の美味しいベリーを味わってもらいたい」と話され、どちらのブースも試飲や試食ができるとあって、大勢の来場者が訪れ賑わっていました。



いーずら大町特産館の丸山館長

連合長野との懇談会を開催

2月15日、長野市「ホテル国際21」にて、連合長野（日本労働組合総連合会長野県連合会）と春季生活闘争申し入れ懇談会を開催しました。

本会より唐沢政彦会長代行、阿部・黒岩・高木副会長をはじめ労働問題協議会役員、長野地方最低賃金審議会委員、長野県労働委員会委員など12名が出席。連合長野から中山千弘会長、副会長、事務局長など合わせて10名が出席し、中山会長から唐沢会長代行への申し入れを受け、活発な意見交換を行いました。

本会の会員構成員事業所を対象として年に2回、1月と7月に実施している景況アンケートでは、前年同時期に比べ景況感を「良い」と回答した事業所が減少していることを説明し、



戦後最長の景気回復は地方と中小企業への波及の実感がないまま、米中経済摩擦や中国の景気減速など不安定な要素が増加している現状が伝えられました。

要求基準等に関しては、慢性的な人材不足におかれて、働き方改革へ対応している中小企業・小規模事業者の現状を考慮していただくよう理解を求めました。



商店街活動紹介 新春恒例の餅つき大会を開催

～塩尻大門商店街振興組合～

1月2日、大門一番町の商業施設ウイングロードの前で新春恒例の餅つき大会が開催されました。新春の初売りに合わせ組合が企画するもので、今年も多く家族連れが参加し、大いに賑わいました。

臼を囲んで「よいしょ！よいしょ！」の掛け声とともに、参加者は今年1年の抱負や家族の健康を願いながら、子供だけでなく大人も交じって参加者が順番に餅をつき、もち米がつきあがって餅になっていく様子を楽しみました。

つきたての餅はあんこやきなこ、大根おろしを付けて初売りに訪れた買い物客や参加者に振舞われ、こしがあって滑らかで美味しいととても好評でした。

餅つきは、塩尻菓子工業組合有志の協力のもとで行われており、主催した組合の浜行雄理事長は、「毎年新春の恒例行事となり、楽しみにされている方も多し。今年も1年、地域が幸せで元気になるよう、商店街も一丸となって取り組んでいきたい」と今後の抱負を述べられました。



臼と杵での餅つきを楽しむ参加者

商店街活動紹介 千石稲荷で初午祭りを開催

～南石堂町商店街振興組合～

2月2日、長野市南石堂町の千石稲荷にて、「千石稲荷初午祭り」が開催されました。これは、千石・末広・南石堂・北石堂界隈の商売繁盛と家内安全を祈願する神事です。

近年では、「街がスポーツを育て、スポーツが街を活性化させる」という善光寺口商店会の地域スポーツへの理念のもと、AC長野パルセイロの活躍を応援する『パルセイロ必勝祈願』も執り行っており、毎年パルセイロサポーターをはじめ多くの方が今年1年の安寧を願い参拝に訪れています。

今年の初午祭りにもAC長野パルセイロの堀江三定社長にJ2昇格と必勝を祈願し必勝ダルマを贈呈しました。

また当日の参拝者には昨年に引き続き、パルセイロカラーの限定ミニ達磨を贈呈し、天気にも恵まれたため、大勢のパルセイロファンがこのミニ達磨を求めて列をなしていました。



早川房義理事長は、「伝統行事として続いてきた初午祭りも、最近ではAC長野パルセイロと連携することでさらに活気を増している。これからも地域の伝統行事として末永く続けていきたい」と意気込みを話されました。

伝統的工芸品を展示しませんか

長野県には、国指定・県指定をはじめとした伝統的工芸品が数多く伝わっています。応接室などに県内の伝統的工芸品を展示しませんか。ご興味のある組合・企業様と産地とのつなぎ役を本会が行います。ご希望のある組合・企業様はぜひ本会までお問い合わせください。

経済産業大臣指定 伝統的工芸品(7品目)



木曾漆器



信州紬



松本家具



飯山仏壇



内山紙



南木曽ろくろ細工



信州打刃物

長野県知事指定 伝統的工芸品(15品目)



曲物



蘭絵笠



お六櫛



木曾材木工芸品



長野県農民美術



軽井沢彫



秋山木鉢



信州竹細工



信州鋸



あけび蔓細工



信州手描友禅



飯田水引



松代焼



栄村つぐら



信州からまつ家具

松本空港での
伝統的工芸品の
展示の様子



お問い合わせ先 本会 連携開発部 TEL 026-228-1171

信州あいサポート運動

～ 障がいのある人もない人も共に生きる社会を目指して～



あいサポート企業・団体 を募集しています



信州あいサポート運動とは…

誰もが、多様な障がいの特性、障がいのある方への必要な配慮、障がいの有無にかかわらず共に生きる社会のあり方などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を県民の皆さんと一緒につくっていく運動です。

あいサポート企業・団体 とは

「信州あいサポート運動」の趣旨に賛同いただき、障がい特性を学ぶ社員教育などに取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として県が認定します。

～ できることから ご参加ください～

あいサポート企業・団体 になるには

社員を対象にした「あいサポーター研修」を実施（県が講師を派遣します）するとともに、例えば、次のような取組をしていただくことであいサポート企業・団体になることができます。

- 社員を対象とした「あいサポートバッジ」の着用推奨
- 社員にパンフレット「障がいを知り、共に生きる」を読むことの推奨
- 広報物、ホームページでの信州あいサポート運動の取組状況の掲載

あいサポーター とは

多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲がある方であれば、誰でもなることができます。

認定のメリット

企業のCSR活動※を応援します

※企業の社会的責任

認定企業・団体には「認定証」を交付するほか、積極的な取組姿勢を県が広く紹介します。

- 報道機関への情報提供
- 県のホームページでの紹介
- イベント等での紹介 など

【 あいサポーター研修の内容（75分） 】 1 信州あいサポート運動について（趣旨を説明、15分）
2 障がいについて理解しましょう（DVDの視聴、50分） 3 簡単な手話（日常で使う簡単な手話を学ぶ、10分）

信州あいサポート運動の詳細については、お気軽に下記までお問い合わせください。

【 申込先・お問い合わせ 】

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県健康福祉部障がい者支援課社会生活係
(電話)026-235-7108 (FAX)026-234-2369 (e-mail)fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp

「信州あいサポート運動」で

検索



●税制・商業合同専門委員会を開催

全国中央会は、1月28日、税制・商業合同専門委員会を開催しました。

同委員会では、冒頭に大村会長から挨拶があった後、平税制専門委員長（千葉県中央会会長）の開会挨拶および進行のもと、第70回中小企業全国大会での決議要望の結果報告が行われたほか、中小企業庁小島商業課長から「中小商業支援策等について」と題して、中小企業・小売業の現状、商店街の状況、商店街向け支援策、中小企業・小規模事業者関連予算案概要等に関して講話をいただきました。講話後には、その内容について出席した委員から質疑応答、意見交換が行われました。最後に熊坂税制専門副委員長の挨拶により閉会しました。



全国中央会 大村会長



税制専門委員会 平委員長



中小企業庁 小島商業課長

●高橋専務理事、「中小企業政策審議会基本問題小委員会」に出席

高橋専務理事は、2月5日、経済産業省で開催された「中小企業政策審議会基本問題小委員会」に小正委員(全国中央会副会長／鹿児島県中央会会長)の代理として出席しました。

同小委員会では、中小企業の強靱化に向けた取組みや、事業承継・創業政策、平成31年度中小企業関係予算および税制改正案等について討議が行われました。

高橋専務理事は、中小企業・小規模事業者強靱化対策パッケージにおいて、組合も公的認定制度等の対象となることを確認する等の発言をしました。

●全国中央会、自民党「競争政策調査会」において意見陳述

全国中央会は、2月8日、自由民主党の競争政策調査会における独占禁止法改正法案団体ヒアリングにおいて、及川事務局次長が意見陳述を行いました。

及川事務局次長は、改正法が中小・小規模企業に悪影響を与えないよう、メモ取り等の防御権を確保すること等が重要である旨を発言しました。

同調査会では、自民党の岸田政調会長より、GAF A等のデジタルプラットフォーマーに対するデータ独占の規制や、同分野にベンチャー企業が新規参入できる環境整備などの提言を今春にまとめるよう要請がありました。



信濃町章
(昭和41年9月30日制定)

Shinano Town
信濃町



信濃町PRキャラクター「一茶さん」

北信五岳（黒姫・斑尾・妙高・飯綱・戸隠）に囲まれた信濃町は長野県の北端に位置し、四季折々で豊かな表情をみせる黒姫高原やナウマンゾウで有名な野尻湖など雄大な自然が出迎えてくれる町です。

癒しの森



信濃町では、森林セラピーを主軸とした「癒しの森[®]」事業を行っています。森林セラピーとは、森林環境が人の心と身体を癒す効果について医学的検証を行い、森林を心と身体の健康に活かそうという試みです。その効果はストレスホルモンの減少、免疫活性の増加など多岐にわたります。町では独自の「森林メディカルトレーナー」を養成し、小川に素足で入るなどの水療法をはじめ、様々な「癒しの森プログラム」を実施、2003年の事業開始から多くの企業や団体と提携しご利用いただいています。



フォレストスタイルしなの

「森と人との共生」をテーマに自然豊かな森林資源を活用した家づくり「フォレストスタイルしなの」に取り組んでいます。伐採体験や植樹体験など森づくりを取り入れ、地域工務店や建築士と連携した家づくりは、暖かく健康で暮らすことができる省エネ独自基準を設けております。建築場所に制限はなく全国どこでも施工できます。住宅建築のご成約者には、町産材の活用補助金や地元特産物など総額50万円相当をプレゼントしています。今後も地域の関連産業活性化に向けて展開していきます。



信州打刃物



信濃町は、伝統的工艺品に指定された「信州打刃物」の産地です。信州打刃物とは、およそ450年前の川中島合戦当時、越後から往来した刀匠が武具刀剣の修理をし、里人がここから鍛冶の技術を習い、その後、農具である鎌を打ったことが始まりです。鍛冶職人の技術は代々引き継がれ、「信州打刃物」を代表する「信州鎌」は生産の9割を占め、このほかに出刃包丁やそば切包丁、鉈、鋏などを製造し、現在は海外への販路拡大を目指しています。



【問い合わせ】 信州打刃物工業協同組合 TEL 026-255-6391 【HP】 <http://www.alps.or.jp/uchihamono/index.html>

しなのまち、どんなまち？



信濃町長
横川 正知

雄大な山並みに抱かれ、花静かなる田園の広がる自然、そばやトウモロコシなどおいしい農作物に恵まれ、また、ナウマンゾウなどで知られる野尻湖湖底発掘や俳人小林一茶の生誕、終焉の地であるなど歴史と文化の町でもあります。

【問い合わせ】
信濃町役場産業観光課
商工観光・癒しの森係
TEL 026-255-3114



【一茶記念館】



【ナウマンゾウ博物館】



【黒姫童話館】



【道の駅しなの】



【直売所 いっさきさ】

信濃町には
見どころが
たくさんあります！

好機逸す べからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.131

デイリーフーズ株式会社（坂城町）

一貫して「安全・安心とおいしさ」にこだわり、「生よりおいしい」製品と技術力で高い評価。

「安全・安心とおいしさ」にこだわって

「当時は合成添加物の全盛時代。しかし時代は大きく変わると感じていました。勤めていた大手ジャムメーカーが倒産後、安全・安心な製品を作りたいと創業しました」

そう話すのはデイリーフーズの高松宏副会長。1970年、高見澤正代表取締役会長と二人で会社を立ち上げ、主に開発製造部門に携わって会社をけん引してきました。

同社は創業以来一貫して「安全・安心とおいしさ Made in 長野」にこだわり、ジャムやシロップ漬け、フルーツプレパレーション（業務用）、ジュース及びピューレなど、国産、地元産にこだわったフルーツ・野菜の加工品の製造販売を行っております。創業間近に商品化したストロベリーグラッセが今でも根強い人気を誇っているほか、植物性乳酸菌により原料を発酵させた「発酵ジャム」もオリジナル商品として好評を博しています。

長野、東京にある自社カフェ「アップルファーム」では新しい商品やレシピを消費者に提案するとともに、消費者の声を商品開発に活かしています。さらにグループの農業生産法人がさまざまなフルーツや野菜を生産し、長野工場内にある大きな温室では安心・安全でおいしい原材料の栽培研究も行っています。

「生よりおいしい」がキャッチフレーズ



高圧処理装置

「手間のかかること、面倒くさいこと、人のできないこと、そして人のやらないこと。それらに挑戦することをつねに目標に



素材そのものを活かした商品

してきました」と高松副会長。他社との差別化戦略は

さまざまな先進的技術開発につながっています。

例えば、食材に直接通電し自己発熱させることで短時間加熱殺菌を可能にした「DFCジュール加熱殺菌」。素材の色や香りを活かす技術が高く評価され、日本食糧新聞社主催の「新技術・食品開発賞」をはじめ多くの表彰を受けています。

また生に近い食感と味を持つ画期的な製品が期待できる中高圧処理による殺菌浸透加工技術にチャレンジ。平成28年度ものづくり補助金を活用し、商品としての生産量を確保できる50リットル処理槽を持つ高圧処理装置を導入。あんずやほおずきのシロップ漬けなどで品質向上が認められています。

「装置の導入により、素材そのもののおいしさをより引き立てる製造体制が整いました。『生よりおいしい』をキャッチフレーズに、商品化を目指して取り組んでいます」

研究開発の対象は容器にも及び、軽くて割れない日本初のPETボトル入りのジャムを開発。環境負荷を低減するエコ商品として評価されています。



技術などでの受賞多数



ビニールハウスで栽培研究



デイリーフーズ株式会社

代表 代表取締役 國広義信
創業 1970（昭和45）年7月
資本金 5,000万円
本社 東京都千代田区外神田5-2-5
長野工場 埴科郡坂城町上平1434



副会長
高松 宏

事業内容 各種果実、野菜の加工品の製造販売、和洋菓子・パン・冷菓の各種原料及び清涼飲料の製造販売、食用油脂の販売 その他

好機逸す べからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 132

株式会社ミツルヤ製作所（松本市）

人と環境にやさしい自社ブランド循環型エコ商品で
新たな販路開拓を目指す。

造作家具で建築工事の一翼を担う

ミツルヤ製作所の創業は1900年。繭の糸を紡ぐ座繰りの製造を主力とし、明治・大正・昭和と世界を席卷した日本の製糸業の発展を支えました。

その後、ステンレス製の流し台を手がけたのをきっかけに住宅用木工製品へシフト。公共施設等の造作家具の製造、施工を主体に建築工事の一翼を担っています。2011年に本社・工場を現所在地に移転。広々とした家具販売スペースを併設し、オーダー家具から世界の一流ブランドまでクオリティーの高い品揃えにより、より豊かなライフスタイルを提案しています。

田中徹社長は「今後力を入れていきたいのは個人向けオーダー家具をデザインから制作していくこと。より豊かな暮らしのための家具づくりを目指しています」と話します。

一方、10年ほど前から手がけているのが、使用済み食品トレー等のリサイクル樹脂素材（ポリスチレン）を100%使用した再生発泡ポリスチレン樹脂製家具「リポスファーマニチャー」です。雨や紫外線に強く、割れや色落ち、トゲやささくれなどの劣化がない屋外用オーダー家具として自社ブランド商品化。主力の保育園の下足入れは情報・オフィス関連の大手専門商社のカタログにも掲載され、新たな販路開拓につながっています。

「リポスファーマニチャー」で特許

もっともリポスファーマニチャーの板材は生産ロスが大きく、コスト高が難点。品質が安定しないことから納期遅延の問題も抱えていました。

同社では短納期化と多品種小ロット生産に対応するため、平成24年度ものづくり補助金を活用。新たに金型3種を製作し生産スピード向上とロス



「リポスファーマニチャー」の板材と製品



原料となるリサイクル樹脂素材（ポリスチレン）



公共施設等の造作家具

低減に取り組み、2017年には特許を取得しました。

「取り組み成果は表れていますが、板材の品質安定が難しい」。当初から開発を主導してきた禰津吉通専務はそう話し、

こう続けます。「幅350ミリ・厚さ20ミリの大きさの板材は当社しか作れません。生き残るためには自社ブランド、しかも他社にマネできないものが。さらに開発を続けていきたい」

低価格の家具が人気を集める中、長く使えるワンランク上の家具づくりを進める同社。同専門商社、安曇野市と共同で、松枯れ病で伐採された地域の松材を使用した学校用机を試作するなどのユニークな取り組みも行っています。

「使い捨ての家具を売るのはなく、良いもの、



家具販売スペース「+VITA」

本物を売るのが当社の使命。その姿勢は今後ずっと持ち続けたいと思っています」。田中社長はそう結びました。



株式会社ミツルヤ製作所

代表取締役社長 田中 徹
創業 1900 (明治33) 年4月
資本金 1,500万円
本社 松本市野溝木工1-7-14



TEL.0263-25-8333 FAX.0263-26-8889
事業内容 建築工事、木製家具・建築金物及び鋼構造物工事、エクステリア商品の企画・施工・販売、家具・インテリア商品及び家庭用日用雑貨の製造・販売

弁護士の話

「事業承継」まとめ



弁護士 丸田 由香里 (長野市)

1 はじめに

昨年4月から事業承継をテーマに、親族内承継、従業員承継、第三者承継の3つの類型毎に手続や具体的対応方法について、長野県弁護士会中小企業法律支援センターのメンバーが毎月連載してまいりました。本年度は長野県内でも事業承継ネットワークが構築され、各機関で事業承継支援の活動が活発化し、事業承継に関するご相談が徐々に増加しています。

今回は、まとめとして、身近なご相談事例を交え、事業承継の成功例、失敗例をご紹介します。

2 親族内承継のケース

電子部品の製造業の会社を営むA氏は、大手メーカーに勤務する二女の夫のB氏に、会社を継がせることにしました。会社を受け継ぐことにしたB氏は、メーカーを退職して、A氏の会社の取締役役に就任し会社で働き始めました。ところが、しばらくしてA氏が持株の譲渡や遺言書を作成しないまま急死し、B氏の力量に疑問を感じていた経理部長の長女とB氏の間で経営権をめぐるトラブルが発生しました。株式の3分の1を保有するA氏の妻が長女の側についたため、孤立したB氏は会社を辞めざるを得なくなりました。B氏は会社に入る前に、A氏に親族の説得と承継対策を取ってもらうべきであったと悔やんでいます。計画性を欠く崩壊的な親族内承継は、家族の幸せを奪うことがあります。事業承継の方針を関係者間で明確にして紛争の芽を摘みつつ、計画的に実行することが大切だと感じた事例です。

3 従業員承継のケース

保険代理店業等の会社を営む70代のC氏は、周囲の経営者たちが引退する中、自身も引退を考慮するようになりました。親族に後継者がいなかったため、金融機関や支援機関などを通じて会社の譲渡先を探しましたが、数年かけても見つかりませんでした。C氏は、年若く仕事熱心な従業員のD氏に会社を引き継がないかと打診しました。D氏は、引き継ぐ意欲はありましたが、買収資金を用意できず、承継は困難と思われました。しかし、優良顧客を抱え地元で知名度がある会社を廃業する訳にはいかないと考

えたC氏は、専門家と相談し、D氏との間で金銭消費貸借契約を結んで個人的に買収資金を貸し付けることにしました。貸付金にはC氏は退職慰労金を充てました。その後、C氏は、会長（取締役ではありません。）となって、D氏を応援しながら引退後の生活を送っています。事業はスムーズに引き継がれ、経営者保証も金融機関の理解を得て解除してもらいました。貸付金は今のところD氏から順調に返済され、長期分割払いのリスクはあるものの、何より会社を残すことができました。レアケースではありますが、諦めずあらゆる手段を尽くすC氏の姿勢が廃業を回避した事例です。

4 第三者承継のケース

食品加工業の会社を営むE氏は、人手不足対策のため過大な設備投資を行ったことなどが原因となり、資金繰りに窮するようになりました。厳しい中で、自社で後継者として稼働する甥に事業を承継させることができないか悩んでいたところ、顧問税理士の紹介で他県のコンサルタントから、甥に第二会社を作らせ、金融機関に秘して、主力事業を譲渡することを提案されました。資金ショートが目前に迫ったE氏は急いで知人に頼んで第二会社を設立してもらい、工場設備を含む主力事業を極めて低額で譲渡し、甥が実質的経営者となりました。さて、その後この会社はどうなったのでしょうか。事業譲渡を知った金融機関は激怒し、E氏の会社は破産となり、破産管財人は事業譲渡を取り消す否認権を行使しました。幸いスポンサー企業が見つかり事業は守られましたが、E氏は財産を不利益に処分したとして破産詐欺罪に問われる事態となりました。債権者である金融機関の理解を得ない事業譲渡は極めて危険な手段であり、事前に専門家への相談が必要であった事例といえます。

5 おわりに

3つの事例を通じ、事業承継においてどのようなことを注意すべきか、お考えいただけましたでしょうか。

正しい基礎知識を持つこと、予想されるトラブルを回避するため計画的に手続を踏んで実行することが大切です。そして、専門家の適切な支援を受けることも成功の秘訣といえます。国が事業承継対策に本腰を入れ、支援体制の充実が図られているこの機会を活かし、大切に育ててきた事業を未来に送り出していきたいと思えます。

お詫びと訂正

先月号での「弁護士の話」において誤りがございました。執筆者を「弁護士・弁理士 中山耕平（長野市）」と掲載いたしました。正しくは「弁護士 中山耕平（長野市）」でした。関係者の皆様に謹んでお詫び申し上げます。ここに訂正させていただきます。

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ

平成31年3月分(4月納付分)~の

協会けんぽの保険料率

についてお知らせします

長野支部の健康保険料率は **引下げ** となります。

皆さまのご理解をお願い申し上げます。

※任意継続被保険者の方は、本年4月分の保険料から変更になります。

現行	健康保険料率	平成31年3月分~
9.71%	➔	9.69%

介護保険料率は引上げとなります。

現行	介護保険料率	平成31年3月分~
1.57%	➔	1.73%

※ 健康保険料率と介護保険料率は、労使折半となります。

※ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※ 賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

なお、平成31年度の都道府県ごとの健康保険料率は、支部別に「引上げ」「据置き」「引下げ」に分かれます。

加入者の皆さまの医療と健康を支えるため、このようなご負担につきまして、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが
保険料率の上昇を抑える大きな力になります。



働き方改革関連法が成立しました

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

2020年4月1日施行

(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日)

非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者^{※1}、派遣労働者)について、以下の①～③を統一的に整備します。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。
法律の名称も、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)に変わります。

改正の概要

① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。
ガイドライン^{※2}を策定し、どのような待遇差が不合理に当たるかを明確に示します。

※2 いかなる待遇差が不合理であり、いかなる待遇差は不合理なものでないかを示した「同一労働同一賃金ガイドライン」が2018年12月に策定されました。
(詳しくはこちら) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>

均衡待遇規定

(不合理な待遇差の禁止)



下記3点の違いを考慮した上で、不合理な待遇差を禁止します。

①職務内容^{※3}、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情

均等待遇規定

(差別的取扱いの禁止)



下記2点が同じ場合、差別的取扱いを禁止します。

①職務内容^{※3}、②職務内容・配置の変更の範囲

※3 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について説明を求めることができるようになります。

事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

③ 行政による事業主への助言・指導等や 裁判外紛争解決手続(行政ADR)^{※4}の規定の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。

「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

※4 事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。

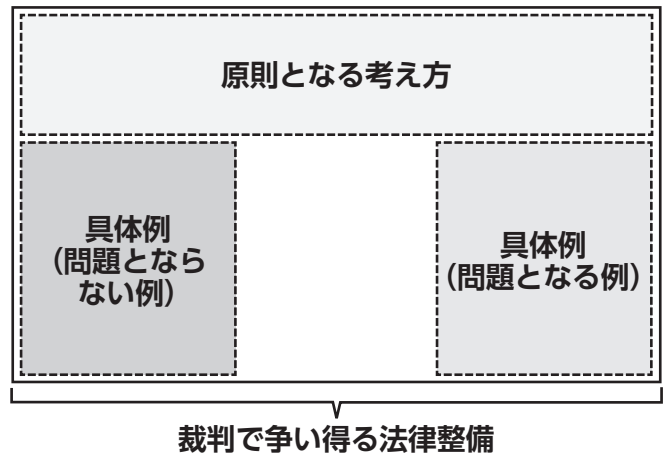
「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要 (短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

- このガイドラインは、**正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)**との間で、待遇差が存在する場合に、**いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示したもの。**
- 基本給、昇給、ボーナス(賞与)、各種手当といった賃金にとどまらず、教育訓練や福利厚生等についても記載。
- このガイドラインに記載がない退職手当、住宅手当、家族手当等の待遇や、具体例に該当しない場合についても、不合理な待遇差の解消等が求められる。このため、**各社の労使により、個別具体的な事情に応じて待遇の体系について議論していくことが望まれる。**

! 不合理な待遇差の解消に当たり、次の点に留意。

- ・正社員の待遇を不利益に変更する場合は、原則として労使の合意が必要であり、就業規則の変更により合意なく不利益に変更する場合であっても、その変更は合理的なものである必要がある。ただし、正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消するに当たり、基本的に、**労使の合意なく正社員の待遇を引き下げることが望ましい対応とはいえない。**
- ・雇用管理区分が複数ある場合(例：総合職、地域限定正社員など)であっても、**すべての雇用管理区分に属する正社員との間で不合理な待遇差の解消が求められる。**
- ・正社員と非正規雇用労働者との間で**職務の内容等を分離した場合であっても、正社員との間の不合理な待遇差の解消が求められる。**

ガイドラインの構造



① 基本給

- ・基本給が、労働者の能力又は経験に応じて支払うもの、業績又は経験に応じて支払うもの、勤続年数に応じて支払うものなど、その趣旨・性格が様々である現実を認め、それぞれの趣旨・性格に照らして、**実態に違いがなければ同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。**
- ・昇給であって、労働者の勤続による能力の向上に応じて行うものについては、**同一の能力の向上には同一の、違いがあれば違いに応じた昇給を行わなければならない。**

② 賞与

- ・ボーナス(賞与)であって、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、**同一の貢献には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。**

③ 各種手当

- ・役職手当であって、役職の内容に対して支給するものについては、**同一の内容の役職には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。**
- ・そのほか、業務の危険度又は作業環境に応じて支給される**特殊作業手当**、交替制勤務などに応じて支給される**特殊勤務手当**、業務の内容が同一の場合の**精皆勤手当**、正社員の所定労働時間を超過して同一の時間外労働を行った場合に支給される**時間外労働手当の割増率**、深夜・休日労働を行った場合に支給される**深夜・休日労働手当の割増率**、**通勤手当**・**出張旅費**、労働時間の途中に食事のための休憩時間がある際の**食事手当**、同一の支給要件を満たす場合の**単身赴任手当**、特定の地域で働く労働者に対する補償として支給する**地域手当**等については、**同一の支給を行わなければならない。**

④ 福利厚生・教育訓練

- ・食堂、休憩室、更衣室といった**福利厚生施設の利用**、転勤の有無等の要件が同一の場合の転勤者用社宅、**慶弔休暇**、健康診断に伴う勤務免除・有給保障については、**同一の利用・付与を行わなければならない。**
- ・**病欠休職**については、無期雇用の短時間労働者には**正社員と同一の**、有期雇用労働者にも**労働契約が終了するまでの期間を踏まえて同一の付与を行わなければならない。**
- ・**法定外の有給休暇その他の休暇**であって、勤続期間に応じて認めているものについては、**同一の勤続期間であれば同一の付与を行わなければならない。**特に有期労働契約を更新している場合には、**当初の契約期間から通算して勤続期間を評価することを要する。**
- ・**教育訓練**であって、現在の職務に必要な技能・知識を習得するために実施するものについては、**同一の職務内容であれば同一の、違いがあれば違いに応じた実施を行わなければならない。**

■パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせ

長野労働局雇用環境・均等室 長野市中御所1-22-1 TEL 026-227-0125

ETC

各種サービスのご紹介

大口・多頻度割引制度 (後払制度)

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETCシステムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。
但し、1台月額3万円以上となります。

法人会員の ETC カードによる割引制度 (後払制度)

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合のETCクレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

ETC 車載器の
販売、セットアップ
できます。

ITS-TEA
一般財団法人 ITSサービス高度化機構

申込み・問い合わせは

(協) 長野県商工振興会

<http://www.alps.or.jp/shoko/>

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内

TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

ながの共済
傷害共済



経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

経営者傷害共済 (傷害共済K型)

企業防衛の第一歩は、経営者への備えから!

ケガによる死亡補償

2,000[※]万円

後遺障害・入院・通院も対象となります。

※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

詳細はパンフレットをご覧ください。

- 24時間補償 ●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金
- 法人で負担した共済掛金は損金計上可能

継続は
85歳まで!

ながの共済

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

☎0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階
【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキダビル3階
【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階
【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル ハレス1階
【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885
TEL.0268(24)1789
TEL.0263(33)0510
TEL.0266(78)4033
TEL.0265(24)7099



J R長野駅善光寺口より徒歩1分の好立地



上質で優雅な時間を過ごす ゲストルーム&ロビーラウンジ



感謝と祝福の笑顔が溢れる メトロポリタンウエディング



旬の味覚と確かな技が喜びを創りだす レストラン&バー



HOTEL METROPOLITAN

NAGANO JR-EAST

ご利用に便利な JR 長野駅前
 長野駅ビル MIDORI と直結の
 ホテルメトロポリタン長野
 スペースを贅沢に使った
 優雅なレストラン・バーや
 機能性の高いバンケットルーム
 開放感溢れるガーデンチャペル
 そして

7タイプ全235室の客室まで
 グランドホテルにふさわしい
 グレードと快適さを整えて
 皆様をお迎えいたします



ホテルメトロポリタン 長野

〒380-0824

長野市南石堂町1346番地

TEL026-291-7000(代表)

FAX026-291-7007(代表)

※写真は全てイメージです

ALL for ALL.
ひとつひとつの、夢によりそう。

BESTパートナー
三井生命



2019年4月1日より、
三井生命保険株式会社は
たいじゅ
大樹生命保険株式会社に
社名変更を行います。

“大樹”のように、しっかりと大地に根を張り、
お客さまを守り、よりそっていくという想いを込めて、
『大樹生命』と命名いたしました。

皆さまの変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますよう、
宜しくお願い申し上げます。

2019年度 長野県中小企業団体中央会 理事会・通常総代会開催のお知らせ

◎**理事会** 日時 2019年4月24日(水) 午後0時30分 場所 長野市「ホテル信濃路」

◎**通常総代会** 日時 2019年5月23日(木) 午後2時 場所 長野市「ホテルメトロポリタン長野」

※理事・総代の皆様には予め日程調整をお願いいたします。詳細につきましては後日ご案内をお送りいたします。



公益財団法人産業雇用安定センターは 全国ネットで人材紹介します!!

産業雇用安定センターは、昭和62年3月、労働省(当時)と経済・産業団体の協力で発足し、以来30年以上「失業なき労働移動」に取り組み、人材紹介を無料で行っています。

■**求人企業様には、当センター登録の人材をご紹介します。**

■**出向受入をお考えの企業様には、出向送出企業様をご紹介します。**

■**自己都合・会社都合の退職者への再就職協力ができます。企業様からのご依頼に対応します。**

※人材・企業様の情報は、不利益にならないように慎重に対応します。

ご利用無料

〒380-0921
長野県長野市栗田源田窪1000-1
長栄長野東口ビル3階
公益財団法人 産業雇用安定センター
長野事務所
(長野駅東口徒歩約5分)
TEL 026-229-0555
FAX 026-229-0333
<http://www.sangyokoyo.or.jp>



☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任(CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。”
ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を買く活用

中退共

小企業 退職金 積立制度

「中退共」で検索!

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

(財)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート MONTHLY REPORT

2019

3

No.508

第508号 平成31年3月10日発行
購読料年間3,000円(消費税・送料込み)
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社

地域の中小企業と、未来を描く。

地域の経済を支える、中小企業のみなさまのために。
商工中金はさまざまな関係機関と連携して、そのビジネスをサポート。
豊かな地域社会の実現に向けて貢献してまいります。

商工中金



長野支店 026(234)0145

諏訪支店 0266(52)6600

松本支店 0263(35)6211

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
●長野電鉄榑堂駅下車(勤労者女性会館しなのき隣)

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
●上諏訪並木通り

〒390-0811 松本市中央2-1-27
●松本郵便局筋向い(松本本町第一生命ビル1階)

発行人

佐々木正孝
長野県中小企業団体中央会

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする金融機関です。



人を思う。未来を思う。

商工中金